

「このはな地域見守りタイ」事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 案件名称

「このはな地域見守りタイ」事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的及び概要

家族構成が多世代同居型から核家族型に推移し、子どもの独立後の高齢者単独・夫婦のみ世帯を生み出し、平均寿命の延びが高齢者のみでの生活を長期化させている。

また、令和7年10月1日現在の大阪市年齢別推計人口において、高齢者人口が大阪市全体で24.7%となっているのに対し、此花区では28.0%となっており、大阪市内でも高齢化が進んでいる地域となっている。

このような家族形態や地域基盤の変化により近所づきあいも含め、人と人との関係が希薄化して、地域から孤立して生活している高齢者が増加している。

一方、子育て世帯においても、少子化、核家族化、共働き家庭が増加する中、地域における住民同士のコミュニケーションが低下し、子育てがしづらい環境である。また、ヤングケアラーや不登校児の増加など、児童を取り巻く問題についても、どのように支援していくかが課題となっている。

こうした中で、大阪市此花区では、平成25年度から、地域住民等から構成される地域ボランティアが、高齢者・障がい者・子育て世帯等に見守り・声かけを行い、潜在的な孤立者を発見し、援助につなげることを目的とする「このはな地域見守りタイ」事業に取り組んできた。

今後、ますます少子高齢化が進む中、引き続き地域で支えあう近隣関係の充実と児童の安全と安心した生活を支援することを目的として、本事業を実施する。

本事業の実施にあたっては、地域住民を主体としたボランティアの募集や育成、地域の実情に応じた見守り活動の支援などに福祉分野の専門性が必要であり、感染症流行の影響を受けた状況下でもICTツールなどを用いた有効的な取組を行うための独創性、及び社会福祉施設、NPO、企業に対しても本事業の広報周知を行い、連携をすすめていく多様性が求められる。

具体的には、区民の見守り活動への認知度を上げるための方策や、見守り活動件数を増やすための方策、またボランティア登録者数を増やすとともに専門性を高めるための方策など、受注者が持つ専門的な知識や豊富な経験を活用し、効果的で効率的な事業とするため、事業者から広く企画提案を募集する。なお、ボランティア登録者数について、令和7年度此花区運営方針では令和7年度末のボランティア登録者数280人（参考 令和6年度：251人）を目標としており、令和8年度此花区運営方針では令和8年度末は令和7年度末の1.1倍のボランティア登録者数を目標としている。

(2) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

なお、仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加、変更する。

(3) 委託料（契約上限額）

金3,074,000円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約条件等に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、提出書類の内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（経常型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要 但し、契約規則第37条第1項に該当する場合は免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料

の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（6）その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 本事業の実施にあたっては、令和8年度大阪市一般会計予算を算定している段階であり、大阪市会において予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

ウ 契約の締結は、令和8年度大阪市予算が発効したときとする。

4 応募資格等

次に掲げるすべての基準に該当し、此花区役所の参加資格審査において、その資格を有すると認めたものは、本プロポーザルに参加することができる。

※資格審査申請は、「6（2）イ 提出書類」に記載の書類の提出により行うこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 法人・任意団体等（法人格は問わない。）であって、国・地方公共団体でないこと。
- (5) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- (7) 納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

5 スケジュール（予定）

公募開始	令和7年12月23日（火）
プロポーザル実施説明会	令和8年1月8日（木）
質問受付締切	令和8年1月13日（火）
質問に対する回答	令和8年1月15日（木）
参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月19日（月）
参加資格決定通知	令和8年1月22日（木）
企画提案書の提出期限	令和8年2月5日（木）
選定会議開催	令和8年2月25日（水）〔予定〕
選定結果通知	令和8年3月5日（木）〔予定〕
契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

（1）プロポーザル実施説明会について

本件公募への参加を検討する事業者を対象に、業務内容にかかる説明を実施する。

この説明会への参加は任意であり、プロポーザル参加の要件とはしていない。

ア 開催日時	令和8年1月8日（木）午後2時から
イ 開催場所	此花区役所 庁舎内
ウ 参加人数	1事業者につき、2名までとする。
エ 受付期間	令和8年1月6日（火）午後5時まで
オ 申込方法	「このはな地域見守りタイ」事業プロポーザル実施説明会参加申込書（様式1）に記載し、「8（3）提出先、問い合わせ先」に記載のアドレス宛に、Eメールで提出すること。 ※件名には【（プロポーザル実施説明会参加申込）このはな地域見守りタイ事業】と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。 ※送付、FAX、窓口による受付は行わない。

（2）プロポーザル参加申出関係書類の提出及び参加資格結果通知

企画提案を行おうとする事業者においては、次により参加申出書類の提出を行うこと。

ア 受付期間	令和7年12月23日（火）から令和8年1月19日（月）まで (土曜・日曜・祝日と12月29日から1月3日を除く、午前9時から午後5時まで)
--------	--------------------------------------------------------------------------

イ 提出書類

提出書類名称	様式・取扱い等
① プロポーザル参加申出書	様式3
② 登記簿謄本又は登記事項証明書	法人の場合のみ。提出日前3カ月以内に発行されたもの（写し可）。
③ 定款又は定款に類する規程及び役員名簿	写し可。任意団体については、定款に相当

	する書類及び府代表者選任時の議事録。
④ 貸借対照表、損益計算書及び事業報告書、又は確定申告書	
⑤ 印鑑証明書	提出日前3カ月以内に発行されたもの(写し不可)。
⑥ 使用印鑑届	様式4
⑦ 申出内容誓約書	様式5
⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)。 税務署の様式その3又はその3の3様式 ※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと。
⑨ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前3カ月以内に発行されたもの(写し可)。 ※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと。

※令和7年度・令和8年度・令和9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、②、⑤、⑥、⑧、⑨を省略することができるものとする。

- ウ 提出部数 1部
エ 提出方法 持参により提出すること。
オ 提出先 「8（3）提出先、問い合わせ先」のとおり
カ 参加資格決定通知
令和8年1月22日（木）に様式3に記載のメールアドレス宛にEメールにて通知する。

（3）質問の受付

- ア 受付期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）午後5時まで
イ 提出方法 「質問票」（様式2）に記載し、「8（3）提出先、問い合わせ先」に記載のアドレス宛に、Eメールで提出すること。
※件名には【（質問）このはな地域見守りタイ事業】と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。
※送付、FAX、窓口による受付は行わない。

- ウ 回答 令和8年1月15日（木）までに、此花区ホームページに掲載する。

（4）企画提案書の提出

企画提案については、公募型プロポーザル参加資格決定通知書を受領した後に、以下の書類を提出しなければならない。

- ア 受付期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月5日（木）まで
（土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
イ 提出書類 次表に掲げる提出書類の番号順に、A4フラットファイルに綴じて、目次およびページ番号、インデックス（①～⑧と記載）を付

けて提出すること。なお、フラットファイル内の書類はステープラー等でとめないこと。

提出書類名称	様式
① 企画提案書	様式 6
② 事業実施にあたっての基本方針	様式 7
③ 活動実績について	様式 8
④ 職員の確保、資質向上の取組みについて	様式 9
⑤ 個人情報の取扱いと苦情に対する体制について	様式 10
⑥ 事業の実施計画について	様式 11
⑦ 提案のアピールポイント	様式 12
⑧ 収支計画書	様式 13

※③については、パンフレット等参考資料となるものがあれば様式8の添付資料として提出しても構わない（資料については返却しない）。

- ウ 提出部数 正本1部（事業者名を記入しているもの）
 副本6部（副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業所名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。）
- エ 提出方法 持参により提出すること。
- オ 提出先 「8（3）提出先、問い合わせ先」のとおり

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定会議を開催し、「7（1）審査項目」についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、選定会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。

（1）審査項目

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
① 業務の理解度	業務の目的及び内容を的確に理解しているか。	30点
② 運営基盤	提案した事業を確実に遂行できる経営状況と活動実績があるか。	10点
③ 地域理解	地域の特性、地域の福祉ニーズをよく理解しているか。	15点
④ 運営能力	実行可能な運営体制が整っているか。	15点
⑤ 企画内容	提案した事業内容に、専門性・独創性・多様性があるか。	20点
⑥ 積算の妥当性	妥当な積算根拠により提案されているか。	10点

(2) 選定方法等

事業者による企画内容のプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答を行う。

- ア 開催日時 令和8年2月25日（水）〔予定〕
詳細については、参加資格決定通知書により個別に通知を行う。
- イ 開催場所 此花区役所 庁舎内
- ウ 選定方法 「このはな地域見守りタイ」事業業務委託受注者選定会議を開催し、選定委員において選定基準に基づく企画提案内容の審査を行う。
- エ その他 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、事業の企画内容（審査項目）の得点がより高いものを契約候補者として選定する。また、合計点数が満点の6割に満たないときは、適切な事業者とは認められず委託候補として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 契約上限額を超える提案を行うこと。
- カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 申請書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定を行うために必要な範囲において、複写することがある。
- オ 申請書等の内容に不明な点がある場合は、別途、参加者にヒアリングを行うことがある。
- カ 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- キ 本プロポーザルは参加者の専門性や履行能力に注目し、最も評価点が高い「企画

提案者」を選定するものである。そのため、受注予定者に選定された場合、その企画提案内容の全てが必ずしも採用されるものではないこと。

ク 期限後の提出、差し替え等は認めない（ただし、発注者が補正等を求める場合を除く）。

ケ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（2） 契約締結に向けた協議

ア 受注予定者の選定後、当該候補者との協議により必要な範囲において企画提案書の項目の追加、変更及び削除を行い、本契約の仕様に反映させることができる。

イ 契約候補者との協議が整わない場合、又は当該候補者が辞退した場合には、審査結果の合計得点が次点の者を新たな契約候補者とし、協議することができる。

（3） 提出先、問い合わせ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所 保健福祉課（福祉）

電話：06-6466-9859

電子メールアドレス：td0013@city.osaka.lg.jp